

# シルバー人材センター派遣の 5大メリット

- 行政庁から公益性を認定された「公益法人」のため、安心してご依頼いただけます。
- 公益法人なので営利目的で経営していません。
- 短時間・短期間の業務にも対応可能です。(1日でもOK)
- 多様な業務・働き方に対応します。
- 地元の経験者を職場の一員として活用できます。

**まずは、お電話にてご相談ください**

## お引き受けできる派遣業務例

一般事務、品出し・商品管理、調理補助、清掃業務など  
※請負・委任契約でお引き受けできなかった「従業員様との混在就業」および「契約者様の指揮命令下における就業」に対応できます。

## お引き受けできない業務例

港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係業務、危険または有害な作業等、各種法令に抵触する業務や高齢者に不向きな業務など

安心して仕事が  
頼めるのじゃ

シルバー人材センター  
(愛称/生き生きセンター)

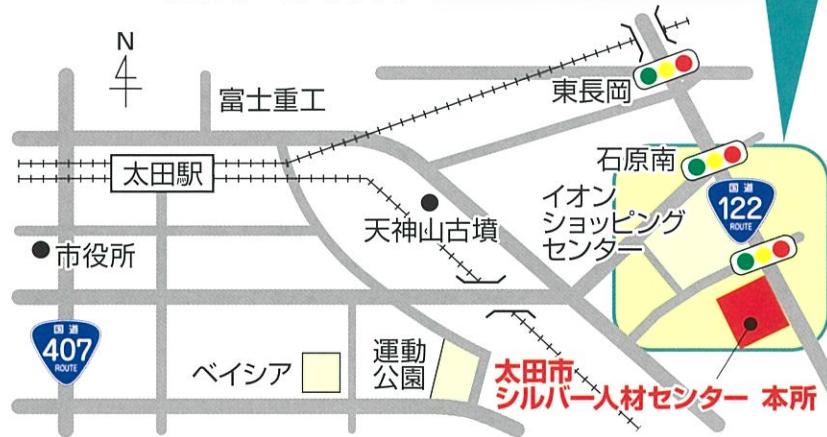
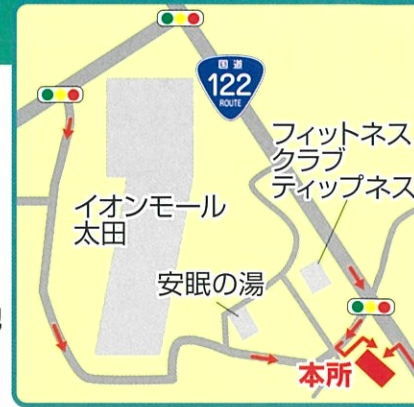


チエブクロー

お問い合わせ  
仕事のご依頼は  
こちらまで

本所

〒373-0807  
太田市下小林町387番地  
TEL 0276-46-2427  
FAX 0276-48-6963



新田支所

〒370-0342 太田市新田上江田町711番地  
TEL 0276-56-8000 FAX 0276-56-8001  
担当エリア 尾島・新田・藪塚地域



- 営業時間  
午前8時30分～午後5時15分
- 定休日  
土日・祝日および年末年始(12/29~1/3)

公益社団法人  
太田市シルバー人材センター

# シルバー派遣の ご案内



シルバー人材センター  
(愛称/生き生きセンター)



公益社団法人  
太田市シルバー人材センター

# シルバー派遣とは…

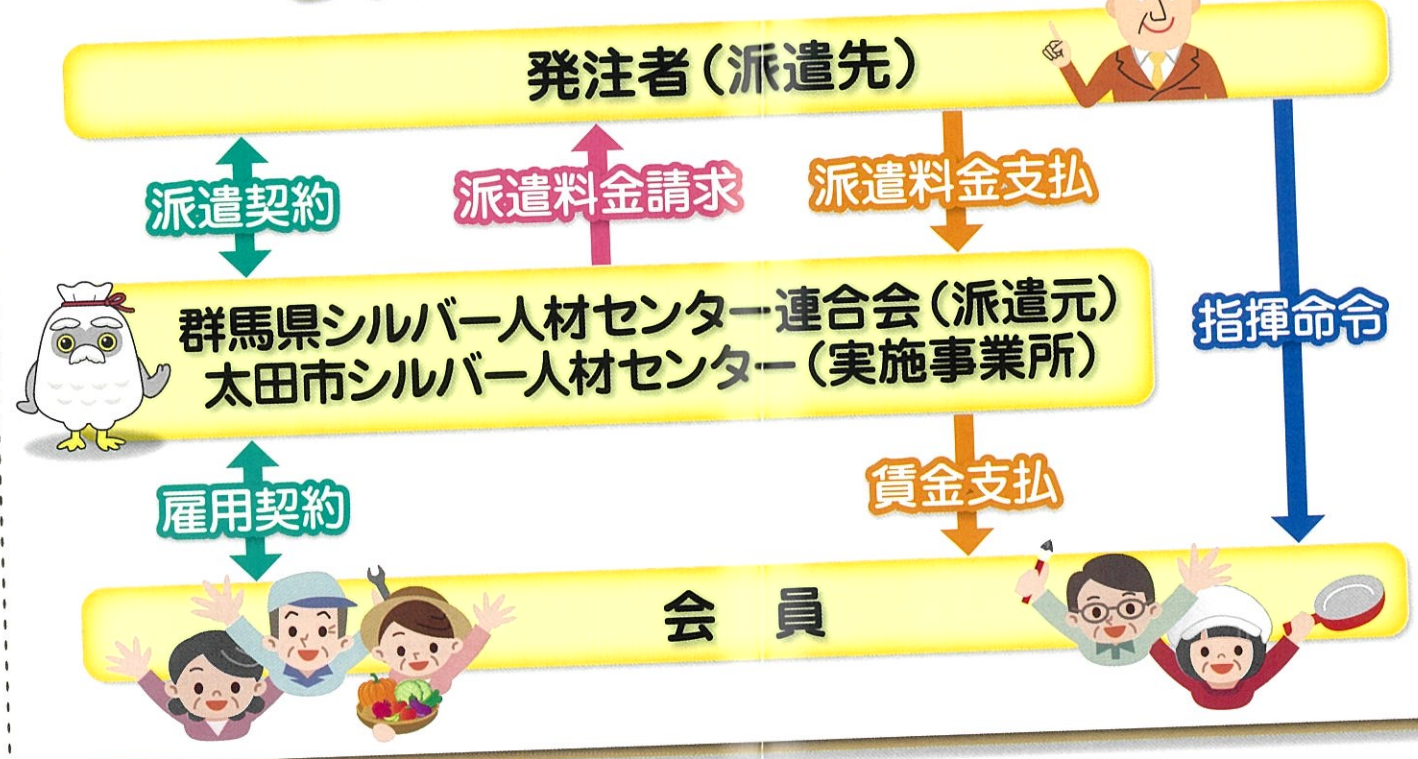
※注1 会員が派遣労働者として「混在就業」「指揮命令」のもとに就業します。

※注1…派遣先の従業員と一緒に仕事をする事 ※注2…派遣先の責任者が会員に直接指示をして仕事をする事  
業務委託(請負・委任)契約では「混在就業」「指揮命令」ができません。労働関係法令で禁止されています。

## シルバー派遣の特長

- 1 人員の確保が難しい**早朝・夕方・土日・短時間**等の仕事に人員を派遣することができます。(1日でもOK)
- 2 **組み合わせ就業**(※)を行うことにより、単純な作業を繰り返し実施するなど人員の確保が難しい仕事に人員を派遣することができます。  
また、就業予定者に急用ができた場合でも、代替りの人員を派遣することができます。  
※現役世代の労働者が1人で行う仕事を、複数人がローテーションして就業すること。
- 3 60歳以上の高齢者の派遣については、**派遣期間の制限**がありません。
- 4 職業・社会経験の長い高齢者を派遣するため、着実に仕事を行うことができます。  
**高齢者と共働**し、**社会貢献**していることをアピールすることができ、企業のイメージアップにつながります。
- 5 高齢者の就業支援に実績があるシルバー人材センターが派遣を行うため、**安心して利用**できます。

## シルバー派遣の仕組み



## シルバー派遣の働き方

- 1 **臨時的かつ短期的な業務**  
連続的又は断続的な概ね月10日程度の就業
- 2 **その他の軽易な業務**  
一週間当たり概ね20時間を超えない業務
- 3 上記の範囲を超える場合、複数の会員によるローテーション就業を行うこととなります。

※①及び②のことから雇用保険及び健康保険、厚生年金保険には加入しませんが、労災保険には加入します。

## 派遣料金

派遣料金の内訳は以下のとおりです。



※派遣会員の賃金部分は最低料金を守らなければなりません。

